

## 【募集時】勤務条件明示書

所属名	千葉県消費者センター	
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号	
任期	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
勤務場所	(採用直後) 千葉県消費者センター 船橋市高瀬町66-18	(変更の範囲) 変更なし
業務内容	(採用直後) 消費生活相談・苦情に関する業務 (消費生活相談員)	(変更の範囲) 変更なし
勤務時間	9時～17時	
時間外勤務の有無	業務上必要とする場合は所属長が時間外勤務を命ずる場合あり	
休憩時間	勤務時間のうち45分	
週休日・休日	<p>勤務日 月曜日から土曜日のうち4日間          週休日 原則週3日とする。          毎月の勤務表による。          ※毎月第3週の金曜日は所内の全体会議日のため、原則勤務日とする。          休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12月29日～1月3日)</p>	
報酬等	<p>1 報酬 月額 消費生活相談員経験5年以上273,200円、5年未満248,800円          ※上記は令和7年度の額。8年度は変更の可能性があります。          ※報酬額は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。</p> <p>2 通勤手当に相当する報酬 有・無</p> <p>3 期末・勤勉手当 有・無</p> <p><u>期末手当の額</u></p> <p>期末手当基礎額(273,200円又は248,800円)に支給率(6ヶ月期・12ヶ月期ともに126.25/100)及び在職期間別支給割合(30/100～100/100)を乗じて得た額</p>	
	<p><u>勤勉手当の額</u></p> <p>勤勉手当基礎額(273,200円又は248,800円)に支給率(6ヶ月期・12ヶ月期ともに106.25/100)及び在職期間別支給割合(5/100～100/100)を乗じて得た額</p>	
	<p>※期末・勤勉手当基礎額は令和7年度の額。          8年度は変更の可能性があります。          ※期末・勤勉手当基礎額及び支給率は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。</p> <p>4 退職手当なし</p> <p>5 昇給なし</p> <p>6 時間外勤務に対して支払われる報酬の割増率          •1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては0%(午後10時から翌日の午前5時までは25%)          •上記以外の勤務に対しては25～35%(午後10時から翌日の午前5時までは50～60%)</p>	

	7 休日勤務に対して支払われる報酬の割増率 35% (午後 10 時から翌日の午前 5 時までは 60%)
社会保険	厚生年金保険、地方職員共済組合、雇用保険に加入
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償
条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。</li> <li>・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。</li> <li>・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。</li> </ul>
その他	<p>地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。      『服務規律の一例』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用失墜行為の禁止(第 33 条)</li> <li>・ 秘密を守る義務(第 34 条)</li> <li>・ 職務に専念する義務(第 35 条)</li> </ul> <p>受動喫煙対策 敷地内禁煙</p>